

第11回米子市美保中学校区義務教育学校

開校準備委員会

日 時 令和7年11月11日（火）
午後7時から午後8時30分

場 所 米子市立美保中学校特別活動室

1 開会

2 委員長挨拶

3 報告

(1) 事務局からの報告

- ・事業の進捗について
- ・第10回開校準備委員会でいただいた意見や質問と回答について

(2) 教育環境部会からの報告

- ・通学に係る協議について

4 議事

(1) 校名候補案募集要項について

(2) 校名候補選定要領について

(3) 公募及び選定スケジュールについて

5 アドバイザーからの助言

6 連絡

(1) 今後の開催予定

【日時】第12回、第13回 令和8年1月～2月頃

【会場】美保中学校特別活動室

【時間】午後7時から午後8時30分

(2) 開校準備委員会及び教育環境部会研修会（兼義務教育学校講演会）

【内容】義務教育学校の魅力ある学校づくりについて

【講師】島根大学教職大学院 松尾 直樹 教授（元和田小・元後藤ヶ丘中校長）

【日時】令和7年11月19日（水）午後7時から午後8時まで

【会場】美保中学校特別活動室

第 11 回 開校準備委員会資料 目次

令和 7 年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員、 専門部会部会員及びアドバイザー名簿	1
米子市の出席者名簿	2
資料 1 第 10 回開校準備委員会でいただいた意見や質問と回答（概要）	3
資料 2 第 5 回教育環境部会報告	8
資料 3 義務教育学校の通学手段（教育環境部会案）	12
資料 4 校名候補案募集要項（案）について	13
1 校名候補募集要項の協議のポイント	
2 校名候補案募集要項（案）	
3 校名候補案募集要項について（アンケート結果概要）	
4 校名候補案募集チラシ（案）	
資料 5 校名候補選定要領（案）について	21
1 校名候補選定要領の検討のポイント	
2 校名候補選定要領（案）	
3 校名候補選定について（アンケート概要）	
資料 6 校名候補案公募及び校名候補選定スケジュールについて	27
1 校名候補案公募スケジュール（案）	
2 校名候補選定スケジュール（案）	

令和7年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員

及びアドバイザー 名簿

委員

	区 分	氏 名	所 属 等
1	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者	松本勝彦	崎津公民館
2	〃	松本俊美 (副委員長)	崎津地区自治連合会
3	〃	安本淳一	大篠津公民館
4	〃	岡田隆 (副委員長)	大篠津地区自治連合会
5	〃	西井通 (副委員長)	和田公民館
6	〃	田邊忠雄	和田地区自治連合会
7	市立小学校及び市立中学校の保護者を代表する者	曾根大二朗	美保中学校PTA
8	〃	井東裕三	美保中学校PTA
9	〃	三浦淳美	美保中学校PTA
10	〃	土井賢司	崎津小学校PTA
11	〃	池本翼	大篠津小学校PTA
12	〃	竹本法子	和田小学校PTA
13	市立小学校及び市立中学校の管理職	堀場善智 (委員長)	美保中学校
14	〃	清水裕子	崎津小学校
15	〃	遠藤東代子	大篠津小学校
16	〃	太田敦弘	和田小学校
17	崎津、小鳩、和田保育園の管理職又は在籍する園児の保護者を代表する者	石田江美子	崎津保育園
18	〃	川島由美子	小鳩保育園
19	〃	水野淑江	和田保育園

アドバイザー

	区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験を有する者	吉田博幸	島根大学教育学部

任期：令和7年7月25日から令和8年3月31日まで (敬称略)

米子市の出席者名簿

教育長 浦林 実

教育委員会事務局 事務局長 長谷川 和秀
事務局次長兼こども施設課長 矢野 伴典
事務局次長兼こども支援課長 長尾 理恵
事務局次長兼学校教育課長 仲倉 昭雄

こども政策課	課長	永柴 一博
	課長補佐兼指導主事	遠藤 幸子
	課長補佐	井原 聡史
	担当課長補佐兼指導主事	近藤 泰知
	係長	松下 貴洋
	主任	名原 裕紀
	主事	佐々木 泰地

関係課

こども総本部こども政策課	担当課長補佐	國谷 建太
	主任	白川 健四郎
こども総本部こども施設課	保育リーダー	飯田 聡子
	子育て支援リーダー	松原 香里
総合政策部交通政策課	課長	倉本 樹
総合政策部まちづくり企画課	課長	齋木 雅徳

第10回開校準備委員会でいただいた意見や質問と回答

前回の開校準備委員会で、条例改正の時期についてたくさんのご質問とご意見をいただきましたので、条例改正の詳細について説明させていただきます。

1 条例改正について

(1) 「米子市立学校設置条例」に記載されている内容

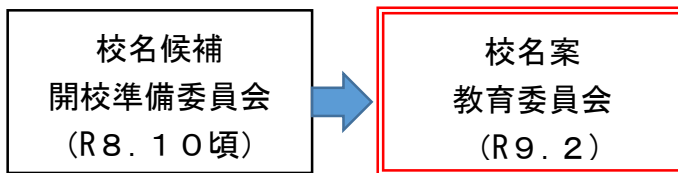
名称（校名）

位置（所在地）

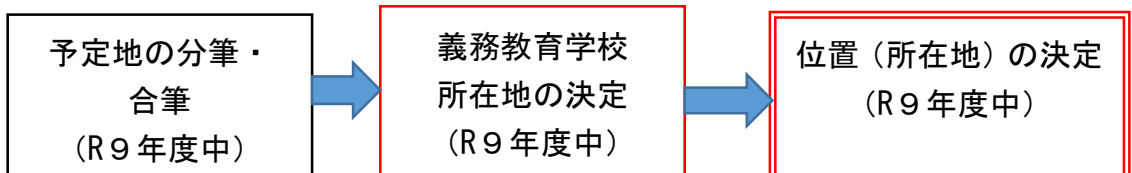
施行期日（開校年月日）

(2) 各項目の確定時期の想定

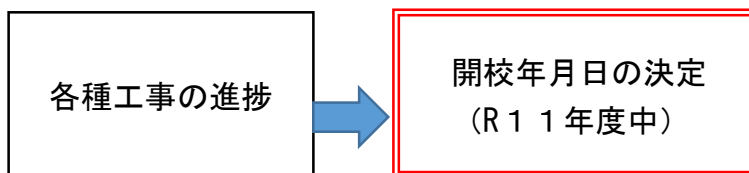
ア 名称（校名）



イ 位置（所在地）



ウ 施行期日（開校年月日）



※スケジュールは現時点の想定であり、校名案、所在地、開校年月日全てが決定後、速やかに条例改正の準備に入る予定

【条例改正】（県内及び視察先の事例）

校名	条例改正	開校
鳥取市立江山学園	令和元年6月（開校10か月前）	令和2年4月
江府町立奥大山江府学園	令和3年3月（開校1年1か月前）	令和4年4月
日野町立日野学園	令和4年9月（開校7か月前）	令和5年4月
加東市立東条学園小中学校（兵庫県）	令和2年9月（開校7か月前）	令和3年4月
福山市立想青学園（広島県）	令和3年6月（開校10か月前）	令和4年4月

【条例改正】（令和8年4月開校予定の他自治体の事例）

校名	条例改正
鹿児島県鹿児島市（義務教育学校）	令和5年12月（開校2年4か月前）
北海道砂川市（義務教育学校）	令和6年3月（開校2年1か月前）
山形県庄内市（義務教育学校）	令和6年4月（開校2年前）
埼玉県久喜市（義務教育学校）	令和6年12月（開校1年4か月前）
岡山県倉敷市（義務教育学校）	令和6年12月（開校1年4か月前）
奈良県黒滝村（義務教育学校）	令和7年3月（開校1年1か月前）
茨城県つくば市（小学校）	令和7年6月（開校10か月前）

第 10 回開校準備委員会でいただいた意見や質問と回答（概要）

※一部回答を補足しています。

1 事務局説明について

	いただいた意見や質問の概要	回答
1 条例改正の時期について	制服のデザインや校歌や校章の作成は、校名ができる前にできない作業である。校名決定まで3年も空くのは何故か。令和12年3月でないといけない理由があるのか。案を作る期間が長いのは納得できるが、案ができてから3年というのは理解できない。	<p>条例改正の時期は、開校時期が確定する時期となるため、工事の進捗状況を踏まえる必要があり、現時点では令和12年3月を想定しています。</p> <p>なお、条例改正については、開校年月日の約1年前に条例改正している自治体が多いようです。</p>
	令和12年3月の条例改正だと、そこで議会で否決されたらどうなるのか。	校名候補、校名案の決定の段階で、決定したプロセスなども含めて状況を逐次議会に説明し、条例改正に向かえるよう丁寧に説明をしていきます。
	正式にメディア等に発表するのはいつになるのか。それまで、委員には守秘義務が発生するのか。	<p>開校準備委員会は公開の会なので、この場の議論は随時公開されています。こういった校名候補に決まったのかということも公開していきますし、メディアの方もそちらを取り上げて報道をされるものと思います。同様に、教育委員会も市議会も公開の会ですので、そのステップステップで公表という形になります。</p> <p>守秘義務については、業務の中で知り得た個人情報などの秘密に関して発生します。公開される情報については、守秘義務には該当しません。</p>
	条例改正は開校の1年前だけしか認められないと理解したのだが、そういうものなのか。	条例改正時期が開校の1年前だけしか認められないというルールはありません。開校時期がしっかりと決定して初めて条例改正できるというところで、その時期を現時点では約1年前と見込んでいるところです。
	開校が令和13年になるかもしれないし、令和15年になるかもしれないから、できるだけ後ろに延ばしておこうというふうに聞こえるがどうか。	そういうことでは決してありません。早期の開校を目指して、今、事業の進捗を図っているところです。

2 名目統合※ について	令和13年4月に校舎ができなくても開校するということを以前聞いたが、この年に卒業する子どもたちは、卒業証書の校名は何になるのか。	他市の事例としては、名目統合という形で新しい学校になった例はあります。年度当初は新しい校舎で授業を受けられないかもしれませんが、例えば数か月遅れとか、半年遅れという事例はあります。しかし、仮に遅れたとしても、新しい校舎で卒業できないということはないのではないかと考えています。 名目統合の場合でも、開校後は新しい学校の名前になりますので、卒業証書は新しい学校の名前となります。
	以前、令和13年4月に開校しないと交付金がないから令和13年4月開校になっていると言われたが、条例改正時期の説明と整合性が取れないのではないか。	建築費に係る国の交付金は、開校年度とその前3年が交付対象となります。 現在、本市は令和13年4月開校を目標として、交付金を受けられるよう事業を進めているところです。

※新しい学校として開校するが、校舎が完成するまでは別々の校舎での開校となること。

2 校名選定について

いただいた意見や質問の概要		回答
1 募集目的 について	「アイデアを募集する」という表現が曖昧なので、何を募集するのか分かりにくいのではないか。	校名候補案を決めるための案を広く募集するものであることが明確に分かるよう、他の表現に改めます。
2 募集資格 について	同窓会を何回もやっているが、美保中中のときの先生とはいろいろな思い出がある。以前に勤務していた人というのをに入れてはどうか。	現在の募集要項に記載したものは、事務局が一例として挙げたものですので、本委員会で議論して決定いただきたいと考えます。
	「美保中学校区に勤務している方」だと対象が広すぎるのではないか。幅広いアイデアを集めるには良いことなのかなと思うが、「愛着が持てる校名」という部分では少し意味合いが違うのかなと感じる。	
	横文字の学校名も良いと思うが、幅が広すぎることになってしまうのかなと思う。	
3 その他の 項目につい	応募した方が何故自分の案が選定されなかったのかと言	応募された方々一人一人に採用、不採用の結果通知を行う予定はありません。

て	われたとき、それを説明しないと いけないと思うが、選ばれな かった方には何も通知を出さ ないのか。	公募結果や校名候補の選定経緯につい ては、ホームページ等を通じて広くお知 らせします。
4 募集要項 全体につい て	「園」ではなく、「保育園」と正 しく表現したほうがよい。	「保育園」に修正します。
	この募集要項をそのまま出 すなら、ですます調にした方が いい。	この募集要項をそのまま出すわけでは なく、言葉も表現もわかりやすくしたチ ラシを作成する予定です。募集要項が 決まりましたら、実際に配布するもの についても皆さんに見ていただき、ご 意見をいただく計画としています。

3 その他

いただいた意見や質問の概要		回答
1 ヌカカ対 策について	ヌカカは絶滅できないので、 子どもたちが大変だということ を理解してほしい。	美保中学校区義務教育学校に限らず、本市 全体の課題であると認識しており、今後、全 体として必要な対応を考えていきます。
2 体育館の エアコンに ついて	義務教育学校の体育館には エアコンが付くと思うが、今の 子どもたちをどうするかとい うことを考えてほしい。	
3 なかよし 学級につい て	義務教育学校ができたとき に、夏休み中のなかよし学級の 子どもたちの昼ご飯を認定こ ども園の調理室で作ってほし い。エアコンの効いた体育館で 遊ばせてあげたい。	

第5回 教育環境部会報告

1 開催日時

令和7年10月7日（火） 午後7時から午後8時30分まで

2 会 場

米子市立和田小学校 図書館

3 事務局説明

- (1) これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗について
- (2) 開校準備委員会と教育環境部会の組織について

4 議 事

教育環境部会は、義務教育学校の施設、設備等の教育環境に関する事項について、専門的な調査・検討を行う部会である。

令和7年度からは、主に通学に関する事項について調査・検討を行うこととしており、今回の教育環境部会では、「通学手段」について協議を行うとともに、「バス通学の対象者」について意見交換を行った。

(1) 通学に関する基礎資料

事務局から「美保中学校区義務教育学校における通学に関する調査・検討の基礎資料」について説明を受けた。詳細については、別紙1、別紙2のとおりである。

(抜粋)

(2) 基礎資料について質疑応答の概要

(質問) バス通学の際に、運行するバスの台数について

(回答) 通学手段の1つとして、バスを運行することを検討しているが、バスの運行方法や車体や台数については未定である。

(3) 美保中学校区義務教育学校の通学に係る全体スケジュール（別紙3）

(4) 通学手段についての協議

「現在の通学手段との比較」、「児童生徒の安全面、体力面、健康面への配慮」、「通学距離が遠距離になることへの支援策」の視点から協議を行い、部会案を決定した。詳細については、資料3のとおりである。

(5) バス通学の対象者についての意見交換

バス通学の対象者について対象児童の範囲（学年等）、地理的条件等（通学距離等）を検討のポイントとして、グループごとで意見交換を行った。

次回は、通学距離、通学時間、安全面、防犯面、体力面等を総合的に考慮し、部会案の決定に向けて協議を進めていく。

【意見交換の概要】

各グループとも対象児童の範囲（学年）については1年生～3年生までとしてはどうかという意見であった。また距離についてはそれぞれ1km以上、1.5km以上、2km以上の中で考えてはどうかという意見であった。また対象者を考える際には、距離だけでなく防犯や体調面等も考慮する必要があるという意見もあった。

美保中学校区義務教育学校における通学に関する調査・検討の基礎資料（抜粋）

1 通学に関する前提条件

【文部科学省】

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられています。
「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」より

【米子市】

学校区の拡大等に伴い、通学距離が遠距離となる場合は、今までどおり、通学の安全の確保の観点から公共交通機関やスクールバス等、通学手段の確保や通学支援策の検討が必要です。
「米子市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」より

2 美保中学校区義務教育学校における通学支援

美保中学校区義務教育学校においては、上記1の前提に基づくとともに、以下の事項を検討する。

- ・統廃合に伴い通学距離が遠距離になることから、よねぎーバスを活用した通学バスの運行について検討する。

3 通学等に関する美保中学校区の現状及び美保中学校区義務教育学校での見通し

義務教育学校の開校に伴い最長通学距離が長くなることを示している。美保中学校区の小・中学校の通学等に関する現状と現時点での開校目標としている令和13年度の見通しは、以下のとおりである。

(1) 美保中学校区の通学等に関する現状

	美保中学校	大篠津小学校	和田小学校	崎津小学校
児童生徒数	157人	98人	85人	131人
通学手段	自転車・徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
登校班	無	有	無	無
最長通学距離 (実測)	約4.5 km	約1.2 km	約1.2 km	約2.6 km

(2) 令和13年4月時点の美保中学校区義務教育学校の通学等に関する見通し

児童生徒数 (推定数)	374人			
最長通学距離 (実測)	約2.8 km	約2.7 km	約2.3 km	約2.8 km

※児童生徒数、最長通学距離は、令和7年5月1日現在のものである。